

鹿児島県リスクコミュニケーション推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、第2次鹿児島県食の安心・安全推進基本計画（平成28年3月）の「県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保」の一環として、県が実施するリスクコミュニケーションの推進について具体的な取組内容を示し、もって地域リスクコミュニケーションを促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号のおりとする。

- (1) 鹿児島県食の安心・安全推進パートナー（以下「パートナー」という。）
県が別に定める「募集・登録要領」に基づき登録した食の安心・安全に関する正しい情報の伝達に取り組む県在住の団体・企業・個人のこと。
- (2) 有識者
鹿児島県食の安心・安全推進委員会の各委員のこと。

(県の取組内容)

第3条 県は、次の各号に掲げる取組を展開することにより、地域リスクコミュニケーションの促進を図るものとする。

- (1) パートナーの募集・登録に関すること。
- (2) パートナーの活動状況の紹介に関すること。
- (3) パートナー等に対する以下に示す情報の提供に関すること。
 - ① 食品安全に関する基礎的な情報
 - ② 食品衛生や食品表示に関する情報
 - ③ 食の安心・安全関連イベントに関する情報
 - ④ 生産者の食の安心・安全に向けた取組に関する情報
 - ⑤ 県内外で発生した食に関する事故等に関する情報
 - ⑥ その他地域リスクコミュニケーションの促進に関する情報
- (4) リスクコミュニケーションの推進に関する施策の実施に関すること。
- (5) 有識者の派遣に関すること。

(パートナーの取組)

第4条 パートナーは、次の各号に掲げる取組を展開することにより、地域リスクコミュニケーションの促進に努めるものとする。

- (1) 県が提供する情報の所属する会社や団体等の社員、構成員、家族、友人、地域（町内会等）への伝達に関すること。
- (2) 地域リスクコミュニケーションの実施に関すること。
- (3) 地域における食の安心・安全に関する情報の県への提供に関すること。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。